第 6 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

（広渡川森林計画区）

計画期間

自 令和　２年４月　１日

至 令和　７年３月３１日

九 州 森 林 管 理 局

はじめに

我が国の国土面積の２割、森林面積の３割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成 25 年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

加えて、我が国では、多くの森林が利用可能な段階を迎える中で、民有林においては、森林の経営管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を推進するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う森林経営管理制度が平成 31 年４月から導入された。あわせて、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成 31 年３月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、同年４月から一部が施行された。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献するための取組を進める。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第６条第１項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後５年間の広渡川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

広渡川森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行う。

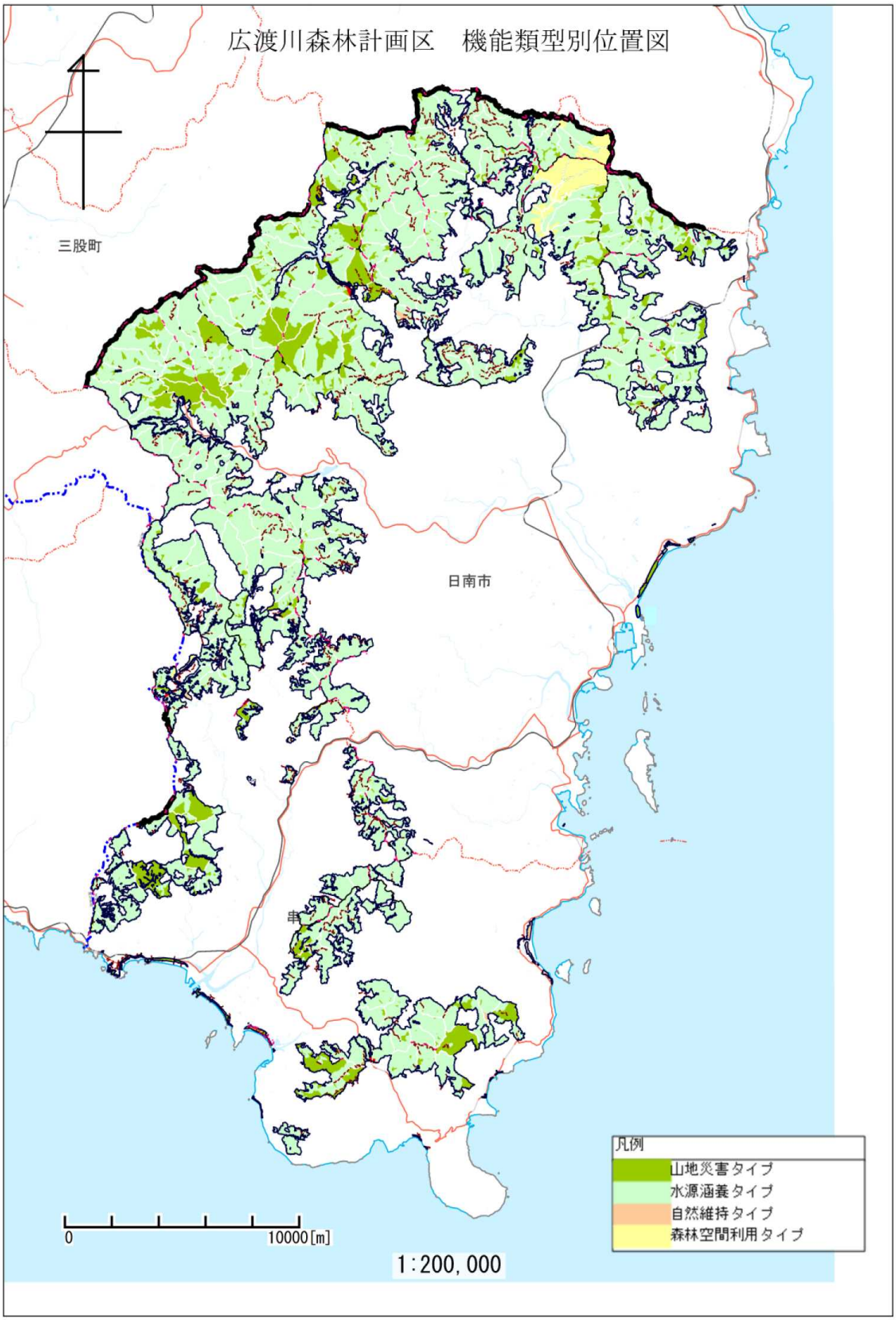
広渡川森林計画区　機能類型別位置図
三股町
日南市
串
凡例
山地災害タイプ
水源涵養タイプ
自然維持タイプ
森林空間利用タイプ
0
10000[m]
1:200,000

目　　次

1　国有林野の管理経営に関する基本的な事項　…… 1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針　…… 1
①　森林計画区の概況　…… 1
②　国有林野の管理経営の現状及び評価　…… 3
③　持続可能な森林経営の実施方向　…… 4
④　政策課題への対応　…… 5
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項　…… 5
①　山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他
山地災害防止タイプに関する事項　…… 6
②　自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然
維持タイプに関する事項　…… 6
③　森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他
森林空間利用タイプに関する事項　…… 6
④　快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他
快適環境形成タイプに関する事項　…… 7
⑤　水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源
涵養タイプに関する事項　…… 7
(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた
貢献に必要な事項　…… 7
①　林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及　…… 7
②　林業事業体の育成　…… 7
③　民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進　…… 7
④　森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）
等による技術支援　…… 7
⑤　その他　…… 8
(4) 主要事業の実施に関する事項　…… 8
①　伐採総量　…… 8
②　更新総量　…… 8
③　保育総量　…… 9
④　林道の開設及び改良の総量　…… 9
(5) その他必要な事項　…… 9

2　国有林野の維持及び保存に関する事項　…… 9
(1) 巡視に関する事項　…… 9
(2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項　…… 9
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項　…… 9
(4) その他必要な事項　…… 9

3　林産物の供給に関する事項　……１０
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項　……１０
(2) その他必要な事項　……１０

4　国有林野の活用に関する事項　……１０
(1) 国有林野の活用の推進方針　……１０
(2) 国有林野の活用の具体的手法　……１０
(3) その他必要な事項　……１０

5　公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項　……１１
(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項　……１１
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項　……１１

6　国民の参加による森林の整備に関する事項　……１１
(1) 国民参加の森林（もり）に関する事項　……１１
(2) 分収林に関する事項　……１１
(3) その他必要な事項　……１１

7　その他国有林野の管理経営に関し必要な事項　……１１
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項　……１１
(2) 地域の振興に関する事項　……１２
(3) その他必要な事項　……１２

1　国有林野の管理経営に関する基本的な事項

（1）国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献することを基本方針とする。

なお、当該森林計画区における概要等は以下のとおり。

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、広渡川森林計画区を管轄区域とする国有林野 29,089ha（不要存置林野６haを含む。）であり、日南市及び串間市に位置している。

森林の現況は、人工林を主体とした育成林が 19,882ha（育成単層林 19,710ha、育成複層林 172ha）、天然生林が 7,849ha となっており、主な樹種としては針葉樹ではスギ、ヒノキ、広葉樹ではカシ類、ナラ類等となっている。また、林相別に見ると針葉樹林 17,803ha、針広混交林 2,326ha、広葉樹林 7,602ha となっている。

本計画区の国有林は、主に広渡川、酒谷川、福島川等の中・上流域に位置し、国有林野に対する要請は国土の保全、水源の涵養等の面での期待が高い。また、従来から宮崎県の木材生産基地として重要な役割を担っている。

北部地域は、鰐塚山、猪八重渓谷等優れた森林景観を持つ渓谷、南部地域は男鈴山、鹿久山や赤池渓谷をそれぞれ中心として、森林レクリエーションや保健休養の場として多くの人々に利用されている。

こうしたことを踏まえ、各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア　南郷地区（２～７、177 林班）

鹿久山（485m）、鯛取山（367m）の周辺にかけて比較的起伏の激しい山々が南北に連なり、また、海岸林の大部分は潮害防備保安林に指定され、山地災害防止機能及び水源涵養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、海岸林の一部については、保健保安林及び日南海岸国定公園にも指定され、地区住民や観光客の憩いの場となっており、保健文化機能の発揮が期待されていることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

さらに、比較的傾斜の緩やかな地形を有する分収造林地等については、スギ人工林の生長が良好で、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果、得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努める。

イ　酒谷地区（８～56 林班）

柳岳（952m）、小松山（989m）以南の山地で、大部分は緩やかな丘陵地からなる。

主として日南ダムの上流域に位置し、日南市の水源地として重要な役割を担っており、山地災害防止機能及び水源涵養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、酒谷川下流域に位置している比較的傾斜の緩やかな地形を有する分収造林地等については、スギ人工林の生長も良好であることから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果、得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努める。

ウ　広渡川地区（57～84、86～128、130～145 林班）

鰐塚山（1,118m）の南部を主体とした板谷、広河原地区で椎折山（934m）、矢立尻山（908m）を中心に急斜地で崩壊しやすい地質を有する林分については、山地災害防止機能及び水源涵養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分し、比較的傾斜の緩やかな地形を有する分収造林地等については、スギ人工林の生長も良好であることから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果、得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努める。

なお、大戸野地区は、日南市と宮崎市方面を結ぶ幹線道路沿いに位置し、飫肥スギの壮齢級林分からなる優れた森林景観を形成している。このため人工林については、複層林施業等を行うなど風致景観に十分配慮した管理経営を行う。

三ツ岩オビスギ遺伝資源希少個体群保護林は400年の歴史を有する飫肥林業地における唯一の古い年代の造林地であり、飫肥スギの成長過程を知るための学術参考の場として貴重な林分である。

また、年見川上流の猪八重渓谷は、保健保安林に指定されるとともに風景林に設定され、主に常緑広葉樹と貴重な蘚苔類が生息する天然林であるほか、滝群と砂岩からなる優れた自然景観を有し、日南市はもとより近隣市町の住民の絶好のハイキングコースになっており、自然環境の保全に係る機能や保健文化機能の発揮が期待されていることから、「自然維持タイプ」及び「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

エ　広渡川北部地区（1036～1038、1043～1045 林班）

宮崎市側の加江田川上流に位置し、山地災害の防止機能及び水源涵養機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

最上流域一帯は、貴重な天然林を有しており、宮崎自然休養林が設定されている区域は、渓谷美及び自然探勝の場として優れ、森林レクリエーション的利用者も増大しており、自然環境の保全に係る機能や保健文化機能の発揮が期待されることから、「自然維持タイプ」及び「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

オ　伊比井地区（146～145、157～160、162～173、177 林班）

日南海岸線側の山腹斜面で、標高 500m前後の尾根を持ち起伏量が大きく地形が急傾斜地で崩壊しやすい。また、伊比井川、富士川等が丘陵から日南海岸に短距離で注いでいるため、山地災害の防止機能及び水源涵養機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、比較的傾斜の緩やかな地形を有する分収造林地等については、スギ人工林の生長も良好であることから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果、得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努める。

カ　大矢取地区（2001～2049、2085 林班）

男鈴山（783m）を最高峰として鹿久山、鯛取山等が連なる東南に延びる分水嶺と鹿児島県界からなっている。中央を福島川が貫流しており、地形は比較的穏やかな丘陵性の小山体が断続している。

大矢取川、大平川の源流域では、水源涵養機能の発揮が期待されることから「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、大矢取川のほぼ中間に位置する赤池渓谷は、渓流沿いに続く大小無数の凹穴群と山地から流れ出る清流が自然美をなし、レクリエーションの場として多くの人々に利用され、自然環境の保全に係る機能や保健文化機能の発揮も期待されることから「自然維持タイプ」及び「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

さらに、福島川の中・下流域の比較的傾斜の緩やかな地形を有する分収造林地等については、スギ人工林の生長も良好であることから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果、得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努める。

キ　本城地区（2050～2055、2057～2084、2086、2087 林班）

高畑山（518m）を主峰とする本城川、黒井川等の上流域一帯に位置し、標高 50～400mの小山体で丘陵性の地形を有しており、山地災害の防止機能及び水源涵養機能並びに保健文化機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」並びに「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、石波等の海岸林は、史跡名勝天然記念物や国定公園、潮害防備保安林に指定され、自然環境の保全に係る機能や保健文化機能の発揮が期待されることから、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

さらに、比較的傾斜の緩やかな地形を有する分収造林地等については、スギ・ヒノキ人工林の生長も良好であること及び、遍保ケ野・居城田地区の国有林は林間を利用した山菜の栽培等に利活用されていることから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果、得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努める。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、宮崎南部森林管理署が管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は 29,083ha で、計画区全体の森林面積 65,697ha に対して 44%を占めている。

蓄積は 8,937 千㎥で計画区全体の蓄積 22,610 千㎥に対して 40%を占めている。また、人工林面積は 19,803ha で人工林率は 71%となっている。

森林の種類は、普通林が 974ha で３%を占めており、制限林が 28,109ha で 97%となっている。なお、制限林のほぼ全体が保安林であり、そのうち水源かん養保安林が 93%を占めている。

○　広渡川森林計画区内の森林資源状況

（単位：ha、㎥）

区　分	人工林	天然林	その他	合計
面　積	19,803	7,928	1,352	29,083
蓄　積	7,522,930	1,414,076	—	8,937,006

注：合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

主要施策に係る前計画の計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積については、主伐は地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐を主に計画したが、分収林の契約延長等により計画量を下回る結果となった。これに連動して造林面積も計画量を下回った。また、間伐については、地球温暖化防止対策に資する森林整備の推進を図るため積極的に計画したが、計画を下回る結果となった。

林道等の開設については、より優先度の高いものから実行した。林道の改良については、台風

や集中豪雨による被災箇所のうち緊急性の高い箇所を実行した。

○　主要施策に係る計画量と実行量

項　　目		計　　画	実　　行
伐採立木材積		2,006,200 ㎥	1,011,700 ㎥
	主　　伐	1,127,030 ㎥	797,300 ㎥
	間　　伐	879,170 ㎥	214,400 ㎥
造林面積		1,783 ha	1,052 ha
	人工造林	1,780 ha	989 ha
	天然更新	3 ha	23 ha
林道等の開設又は改良		開設：25.3km　改良：35 箇所	開設：13.4km　改良：16 箇所

注：前計画の臨時伐採は主伐に含める。

③　持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林（もり）」の実現を図り、現世代とともに次世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための７基準(54 指標)が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

Ⅰ　生物多様性の保全	地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、渓畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。
Ⅱ　森林生態系の生産力の維持	森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。
Ⅲ　森林生態系の健全性と活力の維持	外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除対策を実施する。
Ⅳ　土壌及び水資源の保全と維持	降雨に伴う侵食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養（かんよう）のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保

	全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。
Ⅴ　地球的炭素循環への森林の寄与の維持	地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。
Ⅵ　社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のＰＲや施設整備等に努めるなど、「国民の森林（もり）」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。
Ⅶ　森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	Ⅰ～Ⅵで記述した内容を着実に実行し「国民の森林（もり）」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。

④　政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源涵養（かんよう）等の公益的機能の維持増進、林業の成長産業化の実現に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林（もり）づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

とりわけ、林業の成長産業化の実現に向けた取組としては、低コストで効率的な施業技術の普及、計画的な事業の発注による林業事業体の育成、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定、市町村に対する技術的支援等に取り組んでいるところである。

（２）機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

・山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
・自然維持タイプ
・森林空間利用タイプ
・快適環境形成タイプ
・水源涵養（かんよう）タイプ

の機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表のとおり。

○　機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営に当たっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の森林の自然条件や社会的条件を踏まえて適切に行う。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

①　山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。

ア　土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好であり、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

イ　気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

②　自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行う。

③　森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形

態に応じた管理経営を行う。

④　快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行う。

⑤　水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源涵養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行う。

なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮する。

（3）森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組む。

特に、民有林においては、森林経営管理制度が導入されたことから、国有林においてはこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。

また、これらを通じて、木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、歩留まりの向上等による林業及び木材産業の成長産業化の実現に貢献し、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努める。

①　林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

産学官連携の下、林業の低コスト化に向けた技術開発の推進に努め、特に、特定母樹等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術の開発、実証と定着を図る。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図る。

②　林業事業体の育成

民有林行政と連携しつつ、林業事業体への計画的な事業の発注、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業体の育成に努める。あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。

③　民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

森林共同施業団地の設定により、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備、計画的な間伐の実施、民有林材との協調出荷等に努める。

④　森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

現地検討会の実施や研修フィールドの提供、森林総合監理士（フォレスター）の育成等を通

じて、民有林の人材育成支援に努める。また、県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組む。

⑤　その他

国民の森林（もり）としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進（関係市町村等と連携した鳥獣被害対策の実施等）、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

（4）主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、資源の循環利用を行いながら多様で健全な森林の整備・保全を推進する。

なお、森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図る。

更新･保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林･育林作業の低コスト化に取り組む。

林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進する。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成を図る。

①　伐採総量

（単位：m^3、ha）

区　分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
本計画	1,120,525	624,911 (5,761)	88,564	1,834,000
前計画	982,804	879,170 (6,257)	144,226	2,006,200

注：（　）は、間伐面積である。

②　更新総量

（単位：ha）

区　　分	人工造林	天然更新	計
本　計　画	2,049	26	2,075
前　計　画	1,780	3	1,783

注：合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

③　保育総量

（単位：ha）

区　　分	下刈	つる切	除伐	枝打	ぼう芽整理
本　計　画	6,412	766	1,020	－	－
前　計　画	5,532	744	774	147	12

④　林道の開設及び改良の総量

区　　分	開　設		改　良	
	路線数	延長（m）	箇所数	延長（m）
数　　量	28	58,400	64	27,800

（5）その他必要な事項

該当なし。

2　国有林野の維持及び保存に関する事項

（1）巡視に関する事項

①　山火事防止等の森林保全巡視

本計画区は、森林レクリエーション、山菜採り、狩猟等を目的とした入林者が多い。特に春季の山菜採り、冬季の狩猟シーズンと乾燥期や季節風等が重なり、山火事の発生の危険が増大する。このため地元市町村等との連携を密にして山火事防止の宣伝、啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化して山火事等の未然防止に万全を期する。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市等関係機関、森林保全巡視員、ボランティア団体等との連携の強化を図り防止に努める。

②　境界の保全管理

境界標の巡検及び巡視を確実に行い、境界の保全管理に努める。

（2）森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

南部地区において、松くい虫被害については減少傾向にあるが、海岸保安林の樹種転換の促進及び健全な松林の造成に努める。

（3）特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図る上で重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を図っていくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進する。

（4）その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源涵養の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努める。

深刻化しているニホンジカなどの野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣

保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、被害状況の把握に努め、その結果を踏まえて、地元行政機関、狩猟者団体、森林組合、森林所有者等と協力して計画的に捕獲や防護柵の設置等の防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組について、環境行政との綿密な連携を確保しつつ推進する。

尾根筋や渓流沿い等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。

3　林産物の供給に関する事項

（1）木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材の計画的・安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資するため、需要先と事前に協定を締結し、その協定に基づき計画的に丸太を供給する安定供給システム販売に取り組む。

さらに、民有林・国有林が連携しつつ合理的な販売・流通体制の確立を目指し、国産材の需要・販路の拡大に努める。

（2）その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムによる木材生産や多様なニーズに応じた安定供給に努める。

また、庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において、木材利用の促進に取り組む。

4　国有林野の活用に関する事項

（1）国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮し地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進する。

特に、本計画区の北郷地区には、日南市の運営による「森林セラピー基地」があり、広渡ダム・レイクサイド公園のほか、「猪八重渓谷遊々の森」等国有林野を活用して森林浴（森林療法）が行われており、今後とも日南市と連携し、国有林野の活用を推進する。

また、本計画区には、分収林制度を活用した「姉妹都市交流の森林」、「連合の森」、「漁民の森」が設定されており、今後とも住民参加の森林（もり）づくりを進めていくため、これらの活用を推進する。

（2）国有林野の活用の具体的手法

本計画区における国有林野の活用に当たっては、道路等の公用・公共用地は貸付又は売り払い等による。また、水源林造成等については、分収林制度を積極的に推進する。

（3）その他必要な事項

地域における活用に当たっては、豊かな自然環境を守り、森林の持つ公益的機能との調和を図り、あわせて、当該地域の土地利用に関する計画等との必要な調整を行った上で、積極的に推進する。

5　公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

（1）公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、国有林野の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を民有林野と一体的に行い、民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用に努める。

（2）国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、民有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

6　国民の参加による森林の整備に関する事項

（1）国民参加の森林（もり）に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進する。

○　ふれあいの森

名　　称	面　積（ha）	位　置（林小班）
快気祝いの森	1.14	２８と、ち５

（2）分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林（もり）づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進する。

（3）その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努める。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進する。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努める。

7　その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

（1）林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールド提供を積極的に行う。

（２）地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努める。また、その際には次の点に留意する。

①　分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。

②　林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。

③　蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

（３）その他必要な事項

該当なし。